

令和6年度中小企業等経営革新強化支援事業（小規模事業者経営革新促進支援） 業務委託 企画提案仕様書

1 委託業務名

令和6年度中小企業等経営革新強化支援事業（小規模事業者経営革新促進支援）業務委託

2 業務実施期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

3 業務の目的

経営革新計画の承認を受けた小規模事業者に対して、計画実行に係る伴走型支援を行い計画の実効性を高めることで、経営革新に取り組む県内小規模事業者※の一人あたりの付加価値額を高め、「稼ぐ力」の強化など生産性の向上を推進することを目的とする。

※小規模事業者の定義

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条（平成5年法律第51号）に規定する事業者。

4 業務の内容

受託者は、以下に掲げる業務を行うものとする。

※ 提出する企画提案書に、以下の各項目について実施内容、実施方法等を記載すること。

（1）経営革新計画承認事業者への計画実行支援

①支援対象者

令和2年度以降に経営革新計画の承認を受けた小規模事業者であり、かつ令和7年3月末時点において、同経営革新計画の計画期間中にある事業者。

特に、県が別途募集する「中小企業等経営革新強化支援事業費補助金」（以下、経営革新補助金）の補助交付事業者については、補助事業との相乗効果を図るためにも重点的に支援を実施すること。

②支援内容・方法

定期的に事業者訪問を行い、他の支援機関とも適宜連携を図り、承認を受けた経営革新計画の実行に関する助言・指導、専門家派遣、ハンズオン支援、ビジネスマッチングや各種支援策の紹介等の支援を行うこと。

なお、当該支援の実施にあたっては、経営力再構築伴走支援ガイドラインに基づき、商工会・商工会議所等の関係支援機関と連携するとともに、経営者に寄り添い、経営者との対話と傾聴を通して、事業者が抱える本質的な課題に気づくよう促し、内発的な動機づけにより事業者の潜在力を発揮させ、課題解決に至るような支援に努めること。

(2) **補助金交付に係る業務**

経営革新補助金の周知や説明会の開催、採択審査会の開催等、補助金交付に係る業務の一部を行うこと（交付決定、額の確定及び補助金の交付は沖縄県が実施する。）。

(3) **その他、本業務の実施に当たり必要とされる業務**

本業務の実施に当たり、本契約の範囲で必要とされる業務を実施する。

5 成果報告

本事業の効果を検証するため、受託者は委託事業により得られた効果を収集し、その内容分析を行い、事業成果とあわせて報告書にまとめること。また、本事業に関して沖縄県の設定する成果目標の達成に努めること。

(1) **活動数及び成果目標**

本事業の活動数及び成果目標は以下のとおりとする。

なお、本事業の受託者として選定された場合、本事業の実施状況は、今後中小企業支援課が実施する企画コンペ等において受託者選定の参考にすることがある。

①**活動数**

伴走型支援実施事業者数 18 者以上

②**成果目標**

事業実施直後の決算期において、50%以上の小規模事業者が承認を受けた経営革新計画の付加価値額（又は一人あたり付加価値額）及び給与支給総額の指標を達成する。

(2) **効果検証のための調査**

- ① 計画実行支援を実施した事業者については、支援終了後も経営状況の調査を行い、その結果を踏まえた効果検証を行うこと。
- ② 分析にあたっては、効果的かつ効率的な事業者支援を行うために県内の事業者や支援機関等にアンケートやヒアリングを行うなど、県内事業者の状況や課題を積極的に把握するよう努めること。

(3) **成果報告書**

事業の実施により気づいた課題の有無、成果目標達成状況など、事業の実施結果を踏まえ、今後求められる必要な対策などについて記載した実績報告書を沖縄県に納品すること。
(A4 版縦フルカラー 紙で一部、電子データ)

6 再委託の制限等

(1) **一括再委託の禁止等**

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第

三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○ 契約の主たる部分

- ・ 契約の 50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営などの統括的かつ根幹的な業務
- ・ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。下記以外の契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

○ 第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務範囲

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計
- ・ その他単純作業的な業務であって、簡易かつ容易なもの

7 著作権

- (1) 本業務における成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、沖縄県又は第三者の著作権、その他権利（以下、「著作権等」という。）を侵害してはならない。
- (3) 業務の履行に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、沖縄県が必要と認めるものに限り、受託者の責任でもって、契約金額の範囲で処理しなければならない。
- (4) 沖縄県が知り得ない範囲において、受託者が著作権、その他の権利について第三者と争いが生じた場合は、受託者の費用と責任でもってこれに対応するものとする。ただし、沖縄県がこれに関与することを妨げない。

8 その他

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって、沖縄県と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (3) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、沖縄県と受託者の双方が協議の上、定めるものとする。